

東京外国語大学 2013 年度秋学期 金曜日 5 限目

教員名：Hermann Gottschewski

連絡先：gottschewski アット fusehime.c.u-tokyo.ac.jp

科目名：総合文化研究入門 A

テーマ：西洋音楽の文化史—ドイツの音楽を中心に

第 13 回 (2014/01/31 5 限)

・ドイツの学校における音楽教育の発展 (19世紀のプロイセンを中心に)

①基礎知識 19世紀の学校の音楽教育の文化的背景

ドイツ語圏の19世紀の歌の文化の背景には16世紀の宗教改革とその後の歴史過程がある。宗教改革によって、音楽を含めた民族文化がカトリック教会、ルター派プロテスタント教会と改革派プロテスタント教会から支配される地域に分かれ、それぞれの地域で別々の発展を見せた。カトリックの地域（主にオーストリア、南ドイツの大部分、西ドイツの一部）ではラテン語で行われる国際的な宗教文化が中世文化をそのまま受け継いだ。教会が民族文化にあまり言及せず、地域性の高い民俗芸能が盛んに存続した。それに対してプロテスタント教会は宗教文化を日常生活に深く浸透させることに努力した。そのために聖書や礼拝の母国語化を行い、世俗的な民族音楽の歌詞を宗教的な歌詞と入れ替え、それを教会でも学校でも家庭でも歌わせた。今日ドイツの「賛美歌」と言われるものの大多数はその時代にできたのである。それによって教会から独立した民俗芸能がプロテスタントの地域でほとんど無くなり、民族の文化活動は教会によって支配されるようになった。ただしここで重要なポイントは、この宗教の「母国語化」は印刷技術とともにドイツ語圏に広がったので、やがて地域の方言というより、このプロセスによって初めて成立したドイツ語の「標準語」で行われる様になったのである。つまり新しいプロテスタントの民族文化は地域性の低い、民族性の高い、ドイツ語圏のプロテスタント地域に及ぶ「ナショナル」な文化であった。

②基礎知識 「フランスに対して」のドイツと19世紀の国民運動

17・18世紀のフランスは絶対王政や啓蒙主義によってカトリック教会の精神的な支配力を破り、宗教の公用語ラテン語に対して世俗の公用語¹のフランス語が成立した。特に18世紀のフリードリヒ2世（「大王」、プロイセン王）にはフランスの国際的な文化に対して「ローカル」なドイツ文化の軽視が強く見られた。その反発で政治的な力を持っていなかった市民階級からドイツ文学やドイツ文化の強化、つまり思想の面から民族意識の向上への運動が起こった。その中心人物となったのはゲーテ（Johann Wolfgang von Goethe, 1749–1833）、シラー（Friedrich Schiller, 1759–1805）、ヘルダー（Johann Gottfried Herder, 1744–1803）などであり、彼らが今日「ドイツ文学の古典派」と言われる文学の基礎を作った。

従って16世紀から生じていた宗教的な対立（「国際的なカトリック教会＝ラテン語文化」対「民族的なプロテスタント教会＝ドイツ語文化」）と別に宗教の境界線を部分的に²越す世俗

¹ つまりフランス語は国際的な貴族でもっとも普及していた共通語として外交関係の公用語となり、さらに学問や文学でも部分的にラテン語に変わって新しい公用語の役割を果たした。それが19世紀以後徐々に英語に替わり、今日にいたる。

² 部分的というのは、後の国民運動とドイツの国粋主義がいくら宗教の超越性を主張しても、その中の

的な対立（「国際的な貴族＝フランス語文化」対「民族的な市民＝ドイツ語文化」）が生じ、宗教の権力を制限する啓蒙主義がヨーロッパで支配的になると同時に、その後者、つまりフランス文化に対してのドイツのアイデンティティ形成がドイツの精神文化の中心的な課題となった。

この歴史的な状況が直接音楽文化に反映しているとはいえない。つまりフランスの思想的な支配力が直接フランス音楽の支配力につながったのではない。ドイツ音楽自体がベートヴェンやヴァーグナーの影響で国際的な支配力を持つまで、音楽界で国際的な支配力を持ち続けたのはあくまでもラテン語の教会音楽とイタリア・オペラであった。しかし思想や文学で「対フランス」によって成立したドイツ国民のアイデンティティーと19世紀の国民運動³によって、国民性を徐々に強化しつつあった19世紀のドイツ音楽にも「対フランス」という考え方が様々な面で反映されている。それは特に声楽作品の歌詞の内容などに見られる。

③基礎知識 プロイセンの小学校における音楽教育と国民的・国家的アイデンティティー教育

プロイセンは元来プロテスタントの地域であり、初等教育は教会によって行われていた。その中で特定の「音楽教育」はなかったが、宗教教育として賛美歌の暗唱等が行われていた。18世紀から19世紀初頭までの地域拡大によって東や西の端にカトリックの地域も急激に増え、19世紀半ばのプロイセンではカトリックの人口がプロイセン全体の人口の3割ほどを占めることになった。カトリックの地域では小学校教育がカトリック教会によって行われた。しかし「対フランス」の国民的・国歌的なアイデンティティーを強化することは、軍事力を強めるためにも、プロイセン政府の重要な課題とされた。初等教育がプロテスタント学校とカトリック学校の対立によって二分化された状態は（1871年にドイツ帝国が成立してからも）廃止されなかったが、様々な学校法や規則によって宗教以外の教育内容が徐々に統一された。⁴そこで「音楽」（実質的には「歌を歌う」）科目が導入され、その内容は半々で「賛美歌」と「民謡」との二分野に渡るものとされた。ここで「民謡」（Volklied）という題がついたのは、具体的な内容を見れば、今日民謡と呼ばれる地方の伝統的な歌ではなく、主に国歌的なアイデンティティーを強化する道徳的な歌、国歌、軍歌などであった。

④基礎知識 ドイツの音楽教育の世界化

プロイセンの教育制度、教員養成の制度、そして具体的に音楽教育の方法と内容が19世紀後半にドイツ語圏の多くの国々、またドイツ語圏を超えて全世界で模範的なものとされ、それぞれの国の政治的・宗教的な条件に適応させながら受容された。日本の明治時代の「唱歌教

プロテスタント派の権力が強く感じられ、カトリックのドイツ民族がカトリック教会の国際的な精神文化から完全に自立することができなかったことを意味する。

³ 「国民が国際的な貴族を倒す」ということを示してくれたフランス革命はまず（少なくともこの視点に限って）ドイツの市民の希望を表現する画期的な出来事で、模範的であった。しかし逆に18世紀における貴族のフランス主義、19世紀始めのナポレオン帝の帝国主義とそれに対する解放戦争、そして19後半に行われた普仏戦争などによって、フランスはドイツ国民の敵であり、ドイツ国民がフランスに対する防衛力が確立して初めて成立するという考え方も深く根付いていた。

⁴ プロイセンには教育が地方に、そして地方では教会に任されていたので、国家が直接教育内容に言及することができなかったが、大きな方針を地域の政府に伝えたり地域動詞の情報を交換する手段（教育雑誌等）を作ったりすることによって、徐々にプロイセン全地域の教育が統一の方向に動いた。

育」は主にボストンから導入されたが、ボストンの音楽教育がプロイセンの音楽教育から強い影響を受けていたのでプロイセンの音楽教育が間接的に日本までも及んだといえる。(直接ドイツから導入された歌もある。)

具体的な例は以下の資料から抜粋して授業で扱う。(去年冬学期東京大学の「比較文化論」で扱った資料)

<http://deutsch.c.u-tokyo.ac.jp/~Gottschewski/history/uu12/20121217.htm>

このリンク先の曲は 1883 年にプロイセン国シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州で「小学校で必修で暗唱すべき民謡」として紹介されている 20 曲である。それは開くまでもプロイセン国の音楽教育の一例に過ぎないが、その多くの旋律が日本の唱歌としても採用された。その一部は以下で紹介する。(形式不等で申し訳ない。)

下等

1) 小学唱歌集初編第二十九番の旋律

3) 小学唱歌集第二編通し番号第三十四番「鳥の声」の旋律⁵としても(同じくト長調で)

中等

5) 「矢と弓を持って」⁶(=「月と影」⁷)

8) 「喇叭が何を鳴らしているか」⁸(日本語では「かなたの山べ」⁹)

高等

9) ハイドンの旋律による「ドイツ、ドイツ、何よりも」¹⁰(その三番が現行のドイツの国歌、その旋律は日本で「憲法発布」¹¹に採用)、

10) 「そこ下、水車小屋に」¹²(=「秋も半」¹³)

11) 「雷の如く呼び声が鳴る」¹⁴(日本語では「火砲の雷」¹⁵)

15) 「ローレライ」¹⁶

5 ドイツ語の「冬よ、さらば!」ではフレーズが第二、第四、第十、第十二小節に一つの長い音符で終わっているが、日本語の「鳥の声」では二つの短い音符に分けられている。

6 „Mit dem Pfeil, dem Bogen“.

7 『明治唱歌第三集』第二十二番。

8 „Was blasen die Trompeten“、チロルの軍歌の旋律による。

9 タイトルは「演習」。東京音楽学校編『中等唱歌』(明治四十二年)第二十三番に収録。

10 „Deutschland, Deutschland, über alles“.

11 『少年唱歌第四編』第八番。

12 „Dort unten in der Mühle“。旋律は「涼しい谷に」(„In einem kühlen Grunde“)と同じ。

13 『明治唱歌第四集』第十九番。

14 „Er braust ein Ruf wie Donnerhall“。「ライン川の守り」とも言われる歌。

15 東京音楽学校編『中等唱歌集』(明治二十二年)第十四番。「墳墓の国」として『少年唱歌第五編』第十番にも収録。

¹⁶ „Ich weiß nicht, was soll es bedeuten“, 日本語は『明治唱歌第一集』第二六番。